

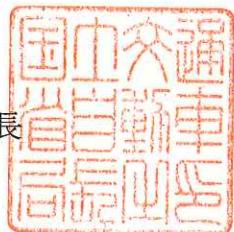
別添



国自安第276号
平成28年3月14日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



平成28年春の全国交通安全運動の実施について

標記について、別添の平成28年春の全国交通安全運動推進要綱（平成28年2月12日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、別紙のとおり実施計画を定めたので通知します。

つきましては、貴協会におかれましても、本計画の趣旨に沿い、傘下会員に対し本運動の実施につき周知徹底を図られるとともに、その推進に協力されるようお願いします。

特に、車内放送、車内掲示等の広報活動については、都道府県及び市町村の交通安全対策協議組織に積極的に協力し、その実施を図られるようお願いします。

なお、貴協会の実施計画については、作成後速やかに、実施結果については、6月30日（木）までに、自動車局長あて報告されるようお願いします。



平成28年春の全国交通安全運動国土交通省実施計画

平成28年3月7日

平成28年春の全国交通安全運動は、「平成28年春の全国交通安全運動推進要綱」(平成28年2月12日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定)に基づき、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)」、「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を全国重点として、4月6日(水)から15日(金)までの期間、実施されるものである。

国土交通省は、実施に当たって、下記のとおり実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけることにより、本運動に積極的・効果的に取り組むこととする。

なお、本運動期間中の4月10日(日)が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

記

1. 交通安全施設等の点検

平成27年中の交通事故死者は15年ぶりの増加となり、その内訳をみると、歩行中・自転車乗用中の死者の割合が高く、高齢者の死者数が全体の死者数の半数を占めるなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況が続いている。また、登下校中の児童等が死傷する交通事故が発生しているなど、通学路の安全確保が重要な課題となっている。

このため、交通安全施設等の点検の実施に当たっては、上記のような交通事故の発生状況に鑑み、以下の点に留意するとともに、「交通安全総点検の実施について」

(平成9年2月14日付け建設省道路局道路交通管理課長、道路環境課長、国道課長、地方道課長通達) や「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」(平成25年12月6日付け国土交通省道路局国道・防災課長、環境安全課長通達) 等を踏まえ、地域の人々や関係市区町村等の参加、関係機関との連携による点検に積極的に取り組み、点検結果に基づき必要な措置を実施する。

- ① 歩行中・自転車乗用中の事故を防止する観点から、事故が多発または発生する恐れのある生活道路、駅周辺、商店街、通学路、交通量の多い踏切等において、特に歩行者・自転車の安全な運行を確保するため交通安全施設等を点検すること
- ② 高齢者等の歩行中の事故を防止する観点から、高齢者等の利用する機会の多い施設周辺において、歩道の段差、傾斜、勾配、整正状況及び視覚障害者誘導プロ

ックの連続性等を点検すること

- ③ 事故発生割合の高い箇所や重大事故が多発している箇所等において、交通事故の発生状況に応じて交通安全施設等を点検すること

2. 道路の利用の適正化等

- (1) 歩道を不法に占用している看板、商品等が交通安全上及び防災上の支障となっていることに鑑み、道路の不適正な利用状況を是正するため、道路利用者の視点から道路パトロール等を実施し、道路の正しい使い方の指導を行うこと。特に悪質な事例については監督処分等必要な措置を講じ、道路の適正な利用を徹底させる。

また、駅周辺並びに市街地中心部等における大量の放置自転車等（原動機付き自転車を含む）について、条例等に基づき対処する。また、交通安全上障害になっている路上放置車両についても、「交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法について」（平成5年3月30日付け建設省道路局道路交通管理課長通達）等に基づき対処する。

- (2) 市街地における道路上又は道路に接した場所における建設工事に起因する交通事故を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け建設事務次官通達）に基づき、安全柵、保安灯、標示施設等が適切に設置されているか点検するとともに、同要綱の趣旨を工事の起業者及び施工者に周知徹底させる。

3. 大型車両等の通行についての指導取締り

- (1) 大型車両等による交通事故を防止し、併せて道路の保全を図るため、道路法及び車両制限令の違反者に対し、平成27年1月に改正された「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道路局長通達）を踏まえ、道路法及び車両制限令の趣旨及び内容について事業者及び荷主等に対して積極的に広報活動を行い、また関係機関との連携を取りつつ、取締り、指導を徹底する。

- (2) 高速自動車国道等における大口・多頻度割引の利用者で道路法及び車両制限令の悪質な違反者に対しては、利用約款に基づき、割引の停止、カード利用の停止又は資格の取消し等の措置を徹底する。また、利用申込者に対しては、上記の措置を盛り込んだ利用約款の趣旨の周知を図る。

- (3) 道路を保全し、大型車両等の安全な通行を確保するため、道路構造の点検に合わせて重量・高さ等の制限箇所について点検を行い、補修等の必要な措置を講ずる。

- (4) 危険物運搬車両について、「危険物運搬車両の事故防止等対策についての申合せ」（平成9年12月12日付け関係省庁等申合せ）に基づき、危険物運搬車両の

通行に関する交通安全啓発活動を推進するとともに、関係機関との連携を取りつつ、道路法及び車両制限令違反車両の取締りの実施、交通事故発生時の対応の強化を図る。

- (5) 建設工事の施工に伴う土砂、産業廃棄物等を運搬するダンプトラック等の過積載による違法通行を防止するため、「過積載による違法運行防止対策について」(平成6年4月20日付け建設省建設経済局長・道路局長通達)を踏まえ、施工者に趣旨を周知徹底させる。

4. 事業用自動車等の安全運行の確保

- (1) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメント制度の徹底のため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- (2) 事業用自動車の適切な運行を確保するため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者、運行管理者に対し次の事項に重点を置いた安全運行の徹底を図るよう指導する。なお、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において結論の得られたものから速やかに実施する。
- ① 貸切バスにおいては、乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしておくこと。また、車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること。
 - ② 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(平成26年4月18日改訂)に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること
 - ③ 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守などの運行管理を徹底すること。特に、高速乗合バス及び貸切バスにおいては、交替運転者の配置基準を遵守徹底すること
 - ④ 歩行者及び自転車利用者(特に子供、高齢者、障害者等)の安全に配慮すること
 - ⑤ 飲酒運転の根絶のため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、点呼時に酒気帯びの確認を行う際のアルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼の実施を徹底すること
 - ⑥ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施すること
 - ⑦ 夕暮れ時における自動車のすれ違い用前照灯(下向き)の早めの点灯及び、暗

い道での走行用前照灯（上向き）の点灯を励行すること

- ⑧ 車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等その構造上の特性を踏まえた安全確保を徹底するため、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を充分に確かめること。また、後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
- ⑨ 乗合バスにおいては特に、車内事故を防止するための安全対策を実施すること
- ⑩ タクシーにおいては特に、交差点内での出会い頭事故を削減するため、一時停止を徹底すること
- ⑪ トラックにおいては特に、追突事故防止対策の強化を図ること。

(3) 安全規制の遵守を徹底するため、重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした自動車運送事業者等に対しては重点的に監査を実施するとともに、安全規制が守られていない場合には厳格な行政処分を実施する等により違法運行の排除に努める。

(4) 自家用有償旅客運送についての安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、自家用有償旅客運送者に対し、運行の管理体制、運転者の要件等、輸送の安全確保のための必要な体制等について、あらゆる機会をとらえ、周知に努める。

5. 車両の安全対策の推進

(1) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発を次の事項に重点をおいて行う。

- ① 自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車アセスメントによる車種別安全性能の比較情報の提供等により、安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと
- ② 街頭検査の際、ユーザーに自動車アセスメントによる車種別安全性能の比較情報の提供等により、安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと

(2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図るよう「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等を通じて指導する。また、点検整備にあたって必要となる情報の提供がなされるよう自動車製作者等を指導する。

- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施

② 不正改造の防止

- (3) 警察との密接な連絡協調のもとに街頭検査を行い、無車検・無保険車両を排除するとともに、衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等の整備不良車両、及び不適切な着色フィルムの貼付及び装飾板の装着、不適切な灯火器の取付け、速度抑制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し及び過積載等を助長するさし棒の取付け等の不正改造車の排除に努める。
- 併せて、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故や車両火災事故、車体腐食による操舵不能事故等の防止のため、点検整備の励行について指導を行う。
- (4) リコールに関して一般ユーザーからの情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。

6. 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じて、正しい方法によるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底等について次のとおり指導する。

- (1) トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。
- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者並びに高速自動車国道等を走行するバス事業者及び貸切バス事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。
- ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること
 - ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
 - ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと
 - ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること
 - ⑤ 高速自動車国道等を走行するバス事業者及び貸切バス事業者においては、シートベルトの着用について、リーフレットを座席ポケットへ備え付ける等、あらゆる機会を捉え、乗客へのシートベルト着用の注意喚起を行うこと。
- (3) タクシー・ハイヤー事業者に対しては、シートベルト着用のステッカーを作成し、車内に貼付するよう指導する。
- (4) 自家用自動車使用者に対しては、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及びA B S、エアバック等の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。
- (5) 幼児を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び安全性に関する比較情報等の提供を行い、安全意識の高揚を図る。

7. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業用自動車による重大事故発生状況（事故速報に基づくもの）、事業用自動車に係る各種安全対策等について、メールマガジン「事業用自動車安全通信」等で自動車運送事業者等に情報を提供することにより、自動車運送事業関係者等の安全意識の高揚を図る。

8. 鉄軌道の安全確保

鉄軌道の安全を確保するため、鉄軌道事業者に対し次の事項を中心に指導する。

- ① 運転取扱いにおける基本動作の徹底、異常時における安全な運転取扱い及び運行管理の徹底。
- ② 火災・災害発生時等における迅速かつ的確な避難誘導及び情報提供
- ③ 線路、信号保安設備及び車両等の点検整備の徹底
- ④ ホーム事故防止のため、安全設備の点検整備の徹底、その使用方法の旅客への周知及び旅客への注意喚起
- ⑤ 踏切保安設備等の点検整備の徹底及び踏切通行者（特に子供とその保護者及び高齢者）等に対する啓発活動の推進
- ⑥ 線路内立入り及び置石等を防止するため、線路巡回、啓発活動（特に子供とその保護者）等の推進

9. 広報活動の推進

関係団体等を通じ、本年4月10日（日）が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1) 交通安全意識の高揚を図るため、横断幕、ホームページ等による広報活動や路側放送等を活用した交通安全の呼びかけ等を行うとともに、マスメディアに対し、交通安全運動に関する情報の提供等の働きかけを行う。
- (2) 一般道路利用者が多く集まる道の駅、サービスエリア、パーキングエリア等の施設を活用して、関係機関との連携の下に、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施する。
- (3) 車内放送を通じ、また、車両、駅、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (4) 関係団体の広報誌等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。
 - ① 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮

- ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③ より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発
 - ④ 自賠責制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
 - ⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
 - ⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
 - ⑦ 不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
 - ⑧ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- (5) 道路交通の安全の確保を図るため、落石や道路標識の破損等道路を安全に通行する際に支障となる事象を道路利用者からモニターへ、モニターから道路管理者へ通報等を行う「道路情報モニター制度」について、広報活動の機会を活用して、特に、道路利用者にその趣旨を理解していただき、制度の普及、充実を図る。

10. 海上・航空交通の安全確保

海上・航空交通の安全を確保するため、超高速船運航事業者に対し利用者へのシートベルト着用について指導するとともに、定期航空運送事業者に対し利用者へのシートベルト不着用等の安全阻害行為等の防止について指導する。

平成28年春の全国交通安全運動推進要綱

平成28年2月12日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 平成28年4月6日（水）から15日（金）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（日）

第3 主催

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、都道府県、市区町村、自動車検査独立行政法人、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、（一財）全日本交通安全協会、（公財）日本道路交通情報センター、（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会、（一社）日本二輪車普及安全協会、（一社）日本自動車連盟、（公社）日本バス協会、（公社）全日本トラック協会、（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会、

第4 協賛

別紙のとおり

第5 運動重点

1 運動の基本

春の交通安全運動では、次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

2 全国重点

自転車による危険な運転が後を絶たず、自転車利用者の交通ルールの遵守と交

通マナーの向上に対する国民の関心が高まっていること、また、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだに低調であること、さらに、重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから、次の3点を全国重点とする。

- (1) 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

3 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記2の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定める。

第6 運動の基本及び全国重点に関する主な推進項目

1 運動の基本（子供と高齢者の交通事故防止）に関する推進項目

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子供、高齢者、障害者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- (2) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - ア 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
 - イ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - ウ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検及び通行する車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進
- (3) 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- (4) 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進
- (5) 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (6) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (7) 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進、交通環境の整備
- (8) シルバーゾーンやゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

- (9) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進

2 全国重点に関する推進項目

- (1) 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を期するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）等を活用した自転車利用者に対する交通ルール・交通マナーの周知と、街頭指導の強化等により、次の項目を推進する。

ア 自転車の通行方法（車道の左側通行や路側帯通行は道路の左側部分に限られる等）の指導と歩道通行時における歩行者優先の徹底

イ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止の徹底

ウ 夜間における前照灯の点灯の徹底並びに夕暮れ時等の早めの点灯及び反射材用品等の積極的な活用の促進

エ 交差点等における信号遵守、一時停止、安全確認の徹底

オ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底を図るほか、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進する

カ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用並びに幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

キ 傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底

ク 自転車の安全性能に関する情報提供及び自転車の点検整備の励行

ケ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進する。

ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底

イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用（6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることを含む。）の必要性・効果に関する理解の促進

ウ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

エ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

- (3) 飲酒運転の根絶

運転者を始め広く国民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因

する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進する。

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故によりまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身の損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、上記第5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。また、鉄道・海上・航空の交通分野においても、国民の交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るなどの効果的な運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配意しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解の増進に努めるとともに、黙とうなど交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

これらの実施に当たっては、国民一人一人が交通安全について考え、交通事故のない社会は国民自らが成し遂げるものである、との認識を社会全体に正しく広めるよう努めるものとし、本運動の展開に連動した取組を行うものとする。

1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。
 - ア 自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター、シートベルトコンビンサー、スケアード・ストレイト方式等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施
 - イ 各種広報媒体を活用した街頭キャンペーン及び街頭における交通安全指導、保護・誘導活動の実施

- ウ 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料（交通事故統計、広報啓発資料等）の提供
 - エ 有識者、交通事故被害者等が参加する交通安全シンポジウムなど交通事故被害者等の視点を取り入れた啓発活動の実施
 - オ 交通安全に関する作文、標語等の募集と活用
- (3) 主催機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて「自転車安全利用五則」の周知徹底、シートベルトとチャイルドシートの着用効果、反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用の必要性、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響、運転中や歩きながらのスマートフォンの操作等の危険性、過労運転の危険性、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。
- また、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対し、交通の危険を防止するための講習を受けることを義務付ける自転車運転者講習制度について、周知の徹底を図るものとする。
- (4) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動重点を効果的に推進するための関連情報はもとより、交通事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。
- なお、チャイルドシート使用に関する各種広報等に当たっては、「チャイルドシート着用推進シンボルマーク」を活用した効果的な推進を図るものとする。
- (5) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知させ、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等をしない、させないことはもとより、全ての自動車の乗車中において後部座席を含む全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底するなど、交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、自転車乗用中の交通ルールの遵守、反射材用品等の着用等、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。
- (6) 都道府県及び市区町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態、住民のニーズ、交通事故被害者等の視点等を充分に踏まえた実施に努めるものとする。

また、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努めるものとする。

これらを踏まえ、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

ア 地域、家庭等における実施要領

町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

また、家庭内においては、話合い等を通じて交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況など身近な交通事故実態、自転車の安全利用、シートベルトとチャイルドシート及び反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果、運転中や歩きながらのスマートフォンの操作等の危険性、過労運転の危険性、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性等に関する必要な資料・情報の提供を行う。

さらに、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響など、家庭訪問による個別指導等の高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が地域ぐるみで行われるよう努める。

イ 保育所、幼稚園、小学校等における実施要領

保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。

また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

さらに、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

ウ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における実施要領

施設責任者、医師、看護師等の関係者との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、反射材用品・明るい目立つ色の衣装等の着用効果等について理解を深め、活用を促すとともに、加齢等に伴う身体機能の変化が及ぼす影響など、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底する。

また、関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

エ 職域における実施要領

職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し、交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行や飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知等について

指導を徹底する。

また、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底及びこれらの着用効果の理解促進、自転車利用者に対する交通ルールの遵守等職域における交通安全意識の向上を図るほか、社内広報誌（紙）を活用した積極的な広報啓発活動や職域の職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行う。

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をするものとする。

第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

別紙

協賛団体

(順不同)

| | |
|---------------------|---------------------|
| (一社) 日本民営鉄道協会 | 中央労働災害防止協会 |
| (一社) 全国自家用自動車協会 | 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 |
| (公社) 全国通運連盟 | 建設業労働災害防止協会 |
| (一社) 日本陸送協会 | (一社) 日本交通科学学会 |
| 全国農業協同組合連合会 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター |
| 日本貨物運送協同組合連合会 | 全国都道府県教育長協議会 |
| (一社) 全国個人タクシー協会 | (公社) 日本P.T.A全国協議会 |
| (一社) 日本自動車工業会 | (一社) 全国高等学校P.T.A連合会 |
| (一社) 全国軽自動車協会連合会 | 全国国公立幼稚園長会 |
| (一社) 日本自動車整備振興会連合会 | 全国連合小学校長会 |
| (一社) 日本自動車販売協会連合会 | 全日本中学校長会 |
| (一社) 日本中古自動車販売協会連合会 | 全国高等学校校長協会 |
| (一社) 日本自動車タイヤ協会 | 全日本私立幼稚園連合会 |
| (一財) 自転車産業振興協会 | 日本私立中学高等学校連合会 |
| 日本自転車軽自動車商協同組合連合会 | (公社) 全国子ども会連合会 |
| (一社) 全国建設業協会 | (一財) 日本交通安全教育普及協会 |
| (一社) 日本道路建設業協会 | (公社) 全国公民館連合会 |
| (公社) 日本道路協会 | (公財) あしたの日本を創る協会 |
| 全国道路利用者会議 | (公社) 日本青年会議所 |
| (一社) 全日本駐車協会 | 日本青年団協議会 |
| 全日本交通運輸産業労働組合協議会 | (公財) ボーイスカウト日本連盟 |
| 全国交通運輸労働組合総連合 | (公社) ガールスカウト日本連盟 |
| 全日本運輸産業労働組合連合会 | 全国地域婦人団体連絡協議会 |
| 全日本自動車産業労働組合総連合会 | 主婦連合会 |

| | |
|------------------|-------------------|
| (公財) 全国老人クラブ連合会 | 時事通信社 |
| (福) 日本身体障害者団体連合会 | 日本テレビ放送網 |
| (福) 日本盲人福祉委員会 | フジテレビジョン |
| (一財) 全日本ろうあ連盟 | TBSテレビ |
| (福) 全国社会福祉協議会 | テレビ朝日 |
| 日本弁護士連合会 | テレビ東京 |
| 全国人権擁護委員連合会 | ニッポン放送 |
| 損害保険料率算出機構 | 文化放送 |
| (一社) 全国銀行協会 | TBSラジオ |
| (一社) 生命保険協会 | (株) 日経ラジオ社 |
| (一社) 日本損害保険協会 | (一社) 公営交通事業協会 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | (一社) 全国道路標識・標示業協会 |
| 日本赤十字社 | (一社) 日本自動車会議所 |
| (公財) 日本消防協会 | 石油連盟 |
| 日本放送協会 | 全国石油商業組合連合会 |
| (一社) 日本新聞協会 | (公財) 国際交通安全学会 |
| (一社) 日本雑誌協会 | (公財) 日本交通管理技術協会 |
| (公社) 日本広報協会 | 全国地域活動連絡協議会 |
| 朝日新聞社 | (一財) 児童健全育成推進財団 |
| 毎日新聞社 | (一社) 全国レンタカー協会 |
| 読売新聞社 | 全国トラック交通共済協同組合連合会 |
| 日本経済新聞社 | (福) 日本保育協会 |
| 産業経済新聞社 | (公社) 全国私立保育園連盟 |
| 北海道新聞社 | (一社) 自転車協会 |
| 中日新聞社 | (一社) 全国届出自動車教習所協会 |
| 西日本新聞社 | 全国小売酒販組合中央会 |
| ジャパンタイムズ社 | 全国特別支援学校長会 |
| (一社) 共同通信社 | (一社) 日本音楽事業者協会 |

| | |
|-----------------------|------------------|
| (公社) 日本保安用品協会 | 日本私立短期大学協会 |
| (公財) 交通事故総合分析センター | 全国公立高等専門学校協会 |
| (一財) 日本自動車交通安全用品協会 | 日本私立小学校連合会 |
| 日本自動車車体整備協同組合連合会 | (一社) 日本反射材普及協会 |
| 北海道旅客鉄道(株) | (一社) 交通工学研究会 |
| 東日本旅客鉄道(株) | 全日本デリバリ一業安全運転協議会 |
| 東海旅客鉄道(株) | 東日本高速道路(株) |
| 西日本旅客鉄道(株) | 首都高速道路(株) |
| 四国旅客鉄道(株) | 中日本高速道路(株) |
| 九州旅客鉄道(株) | 西日本高速道路(株) |
| 日本貨物鉄道(株) | 阪神高速道路(株) |
| (公社) 全国行政相談委員連合協議会 | 本州四国連絡高速道路(株) |
| (一社) 日本ヘルメット工業会 | 日本郵政グループ |
| 日本保安炎筒工業会 | 建設三団体安全対策協議会 |
| (一財) 日本自転車普及協会 | (一社) 日本建設業連合会 |
| (一社) 電気通信事業者協会 | (公財) 運転代行振興機構 |
| (一財) 道路交通情報通信システムセンター | (公財) 交通遺児育英会 |
| (公社) 全国運転代行協会 | |
| (一社) U T M S 協会 | 以上 149 団体 |
| 全国労働者共済生活協同組合連合会 | |
| (公財) 三井住友海上福祉財団 | |
| (一財) 職業教育・キャリア教育財団 | |
| (一社) 公立大学協会 | |
| 全国公立短期大学協会 | |
| 独立行政法人国立高等専門学校機構 | |
| 日本私立高等専門学校協会 | |
| (一社) 国立大学協会 | |
| 日本私立大学団体連合会 | |